

陳 情	受 理 番 号	76	受 理 年 月 日	平成 31 年 2 月 8 日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情					

学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情

現在県内の一部の学校において実施されている「集団フッ化物洗口」を那覇市内の公立小中学校全てにすすめる動きが最近みられます。

私たち沖教組那覇支部では以前から、「医療行為であるフッ素洗口を学校現場で行わないこと」を支部の定期大会において満場一致で決議してきました。

その理由として、歯科医師のなかでもその効果や安全性に賛否両論があること、フッ素の持つ「劇薬性」に対し、安全面からの危惧があること、洗口の際に養護教諭や児童・生徒が関わらざるを得なくなる懸念…等を考慮すると学校における集団フッ化物洗口を容認することはできません。

私たちはむし歯予防に対するフッ素の有効性に対し、異を唱えているわけではありません。また逆にその危険性に対しても高度な専門的知識を持っているわけでもありません。ただ学校現場の声として上がってくるのは、

- ① そもそも医療行為は本人や保護者の意志で医療機関において行われるべきであること
- ② 学校における種々の集団予防接種は以前より廃止されてきているのに、なぜフッ化物洗口だけが（賛否あるなかで）時代に逆行するかのように実施されなければならないのか
- ③ 中央教育審議会中間まとめ（2017年12月22日）を受けた文科省通知（2018年2月9日）で「教職員の業務改善・多忙化解消」が示されたにもかかわらず、ただでさえ超多忙な学校現場に、さらなる負担を強いるのか

ということです。

また、万が一事故や健康障害があった場合、被害者に対する責任の取り方が不透明で、被害者が泣き寝入りさせられる可能性や、逆に養護教員や担任等に責任が及ぶ可能性もあります。

学校において「集団フッ化物洗口」を実施することについては、日本弁護士連合会の意見書でも、「自己決定権、知る権利及びプライバシー権の侵害の状況及び政策遂行上の違法の疑いを放置することは、もはやできない。」として中止を求めています。この行為が人権の観点からも学校現場をさらに混乱させる一因になることは容易に想像できます。

以上のことから、学校における「集団フッ化物洗口」の導入には強く反対します。少なくとも県民に対しての「集団フッ化物洗口」是非の情報公開を徹底し、子どもたちの健康と命に関わる問題ととらえ、慎重な対応を強く求めます。